

重点調査事項に係る点検結果

資料 2

提出部局名	環境省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b)閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c)湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d)閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>閉鎖性水域においては、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法に基づいた各種の対策を講じた結果、一定程度の水質保全効果が認められるものの、水質環境基準の達成状況について顕著な改善が見られないといった状況を踏まえ、更なる流入汚濁負荷量の削減等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。</p> <p>水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく水質総量規制の実施</p> <p>) 施策の概要</p> <p>水質汚濁防止法の排水基準(濃度規制)のみではCOD等の環境基準の達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減している。</p> <p>) 施策の実施状況(平成18年度中心)</p> <p>昭和54年から5次にわたりCODを対象に実施した(第5次からは窒素及びりんを対象に追加)。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>5次にわたる水質総量規制により、CODの汚濁負荷量は昭和54年時に比べ、東京湾で4割程度、伊勢湾及び瀬戸内海で5～6割程度まで減少し、その結果、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素及びりんの環境基準はほぼ達成された。一方、東京湾、伊勢湾及び大阪湾における環境基準の達成率は十分とは言えない状況である。このため、東京湾、伊勢湾及び大阪湾では、水環境改善を図るため、また、大阪湾を除く瀬戸内海では、CODについては悪化を防ぐため、窒素及びりんについては現状を維持するため、平成21年度を目標年度とする第6次水質総量規制を実施する。</p>	

水循環分野

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

水質汚濁防止法に基づく窒素及びりん排水基準による規制

) 施策の概要

窒素及びりんが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として指定された全国の閉鎖的な海域(88 海域)を対象に、窒素及びりんの排水基準を設定し、排水の濃度規制を実施している。

) 施策の実施状況(平成 18 年度中心)

平成 5 年より規制を開始した。また、一般排水基準の達成が困難な業種を対象に設定している暫定排水基準を、5 年ごとに見直している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 15 年に改正・延長した暫定排水基準が平成 20 年に満了することから、事業場の実態等を調査し、改正を検討する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

湖沼流入負荷削減対策推進費

) 施策の概要

湖沼への流入汚濁負荷割合の高くなっている非特定汚染源対策、未規制であった小規模事業場からの流入汚濁負荷対策及び生活排水の窒素、りん処理の高度化のためのガイドライン等を策定する。

) 施策の実施状況(平成 18 年度中心)

非特定汚染源負荷及びその対策に関する各種データの収集、事例調査等を実施し、非特定汚染源負荷の原単位及び負荷削減効果の調査の考え方や手法、非特定汚染源対策の実施手法等について検討を実施した。

また、3 湖沼(霞ヶ浦、印旛沼、琵琶湖)においてモデル流域を設定し、未規制事業場の悉皆調査により排出汚濁負荷量を推計するとともに、指定湖沼における汚濁負荷量推計方法を整理し、今後の未規制事業場の規制の在り方に関する検討を実施した。

さらに、生活排水対策の効果的な事例を整理し、生活排水等処理水準向上のための方策について検討を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年も本事業を実施し、ガイドライン等を取りまとめ、効果的な湖沼水質保全の取組を推進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(2) 総括的な分析等

閉鎖性水域の水質環境基準の達成状況の改善のため、第 6 次総量削減計画やガイドライン等に基づく汚濁負荷削減を推進することが重要である。

水循環分野

調査内容項目 b)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

人々が海と親しむ場として利用される自然海浜や水質浄化機能等を有する干潟及び生物生息の場として重要な干潟、藻場等が失われてきた状況を踏まえ、これらの保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境省では以下の施策を進めている。

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立て等についての環境保全上の特別の配慮

) 施策の概要

瀬戸内海における公有水面埋立法に基づく埋立の免許又は承認については、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項における規定の運用についてとりまとめた同条第2項の基本方針(以下、「埋立ての基本方針」という。)に沿って、環境保全上の特別の配慮がなされている。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

瀬戸内海における埋立て面積は瀬戸内海環境保全特別措置法の施行以降大幅に減少しており、特に近年は非常に低い水準で推移している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも「埋立ての基本方針」の適切な運用を図ることにより、瀬戸内海の環境の保全に努める。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区の指定

) 施策の概要

瀬戸内海における、水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている、あるいは海水浴、潮干狩り その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる海浜等に対し、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7に基づく自然海浜保全地区制度により工作物の新築等に関する届出制が採用されており、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

瀬戸内海で91地区が自然海浜保全地区として指定されており、適切な保全がなされている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも自然海浜保全地区制度により、干潟を含めた自然海浜の適切な保全に努める。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(2) 総括的な分析等

今後とも関係機関と連携を図りつつ、自然海岸、干潟、藻場等の保全や底質改善に向けた取組を推進することが重要である。

調査内容項目 c)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

湖辺に育成するヨシ原等の植生は、水質汚濁の原因となる物質を吸収する働きがあることから、湖沼の水質保全のためには、これらの植生の保全が重要であるといった状況を踏まえ、湖辺の植生の適

水循環分野

正な維持管理等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

湖辺植生維持管理手法確立調査

）施策の概要

湖沼の水質改善に資するとされる湖辺の植物について、植物の種類、地域条件等を勘案のうえ、有識者等の助言を受けつつ、水質浄化の観点からの湖辺の植生の適正な維持管理手法に関するマニュアルを策定する。

）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

維持管理マニュアルの作成の前提として必要な湖辺植生の維持管理事例等の収集及び効果的な維持管理手法の検討を実施した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年度も引き続き本事業を実施し、湖辺植生の維持管理のためのマニュアルを作成し、湖辺植生の適正な維持管理の実施を促進する。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

（ 2 ）総括的な分析等

今後は、湖辺の植生の維持管理マニュアルを策定すること及びこれに基づき、各湖沼の水質改善に資する湖辺の植生の維持管理により湖沼の水質改善を図ることが重要である。

調査内容項目 d) について

（ 1 ）調査項目に関わる施策ごとの状況

閉鎖性水域においては、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法による汚濁負荷削減のための各種取組により、汚濁負荷量を大きく削減したものの、顕著な水質改善につながっていない状況を踏まえ、効果的な水質改善等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

水質汚濁メカニズムの解明等

）施策の概要

各閉鎖性海域で長期的に達成することが望ましい許容負荷量とその達成に向けた中長期的な対策の在り方を国民に理解しやすい中長期ビジョンとして取りまとめるにあたり必要となる、底生生物の生息環境に影響を及ぼす貧酸素水塊の発生機構、外海水の内湾への影響、海域での有機物の長期分解性等の水質汚濁メカニズムについて調査する。

）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 カ年に渡って東京湾における貧酸素水塊の発生機構解明調査を実施した。また、平成 18 年度には外海水の内湾への影響に関する調査、海域での有機物の長期分解性に関する調査を実施した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

貧酸素水塊の発生・移動・消失機構について一定の知見を得るとともに、貧酸素状態を把握するためのモニタリング手法、さらに、その改善状況を評価するための手法を整理した。また、外海水の内湾への影響量や、海域での有機物の長期分解性に関する知見の集積を図った。これらを踏まえ、平成 19 年度以降も閉鎖性海域の環境改善対策等を総合的に推進していくための中長期ビジョンの確立に必要な水質汚濁メカニズムの解明に資する調査等を実施する。

水循環分野

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし

湖沼水質保全計画策定支援調査

) 施策の概要

湖沼の汚濁負荷収支、汚濁の内部生産のメカニズムの把握による水質評価手法の確立、地域住民にもわかりやすい新たな水質管理目標の検討を実施する。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

琵琶湖等において、湖沼計画の策定に必要な汚濁負荷量の把握のための調査を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年度より、琵琶湖等湖沼水質保全高度化推進調査事業において、汚濁負荷メカニズムの解明等を図り、湖沼水質保全を一層推進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

流出水対策推進モデル計画策定調査

) 施策の概要

改正湖沼法（平成 18 年 4 月施行）により、市街地や農地からの流出水対策を推進するために都道府県が策定できることとなった流出水対策推進計画についてモデル計画を策定する。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

農用地を中心とした地区における流出水対策を検討するため、諏訪湖流域をモデルに、現況把握及び対策効果の把握等を行い、流出水対策推進計画を策定するための手法について検討を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年度も引き続き、地形条件等の異なるモデル湖沼毎に調査を実施するなど、各指定湖沼における市街地や農地からの汚濁負荷対策を推進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(2) 総括的な分析等

汚濁負荷メカニズムの解明により、閉鎖性水域の効果的な水質改善を図ることが重要である。

水循環分野

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況〔環境省、国交省、農水省、経産省〕</p> <p>b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>c) 湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>d) 閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)〔環境省、国交省、経産省〕</p> <p>〔以上、関係府省すべて〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>閉鎖性水域における水環境を改善するため、国土交通省では以下の施策を進めている。</p> <p>閉鎖性水域における水質浄化</p> <p>) 施策の概要</p> <p>閉鎖性水域における水環境を改善するため、「湖沼水質保全計画」「第二期水環境改善緊急行動計画」等に基づき、水質浄化事業等を実施。</p> <p>) 施策の実施状況(平成18年度中心)</p> <p>閉鎖性水域に流入する汚濁負荷の削減を図るため、流入河川等において水質浄化事業等を実施。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>閉鎖性水域の水質保全においては、従来から実施されてきた排出源対策に加え、面源負荷対策が必要である。</p> <p>閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷の削減</p> <p>) 施策の概要</p>	

水循環分野

湖沼や三大湾等の閉鎖性水域の汚濁負荷を削減するため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進。

）施策の実施状況

平成 19 年 4 月に高度処理共同負担制度に係る高度処理導入計画や費用負担の算定方法等の参考とするためのガイドラインを策定し、公表した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

引き続き、湖沼や三大湾等の閉鎖性水域における水質環境基準達成のため、流域別下水道整備総合計画に基づき高度処理を推進する。

（ 2 ） 総括的な分析等

閉鎖性水域における汚濁負荷メカニズムの解明を進める等、必要な施策を効果的に実施していく。

調査内容項目 b) について

閉鎖性海域においても、海岸侵食によって砂浜が失われている。また、閉鎖性海域は、海水交換が悪く、富栄養化が進んでおり、赤潮、青潮等が発生している。そこで、閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善を図るため、国土交通省では以下の施策を進めている。

）施策の概要

突堤、離岸堤、ヘッドランド等の構造物による沿岸漂砂の制御や、養浜工等の対策を進めている。また、「渚の創生事業」として、海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進めている。

また、「海域浄化対策事業」として、ヘドロ・汚染物質等の浚渫・覆砂による底質環境の改善に取り組んでいるほか、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し、覆砂による底質改善及び干潟・藻場等の再生に取り組んでいる。

）施策の実施状況

平成 18 年度に、「渚の創生事業」を鹿嶋海岸、伏木富山港海岸を含む 8 箇所で実施するとともに、東京湾奥等 3 海域、堺泉北港、百貫港等 6 港で覆砂及び干潟の再生を実施した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

海浜の整備や侵食対策を実施した箇所では、良好な砂浜の保全創出が促進された。また、覆砂を実施した箇所、干潟を再生した箇所では、COD が低下、生物生息数が増加する等の効果が確認された。

今後は、より有効な技術の検討・評価を行うとともに、関係機関による事業連携のアクションプログラムを策定するなどにより、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に関する取組の推進により砂浜の創出に努める必要がある。また、青潮の発生要因のひとつと考えられている深掘跡の埋戻しを進めていく必要があるが、深掘跡の容量が大きいいため、用材の確保や、浚渫土砂とリサイクル材の混合により土砂性状を改善する等、浚渫土砂をより一層有効活用することが必要である。

水循環分野

調査内容項目 c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

湖辺植生や水生生物の保全・回復のため、国土交通省では以下の施策を進めている。

汚濁負荷に関する調査・検討

) 施策の概要

人工湖岸等における湖辺植生等を再生・保全する自然再生事業等を実施。また、「河川水辺の国勢調査」により湖沼周辺に生息する生物の基礎情報を把握。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 14 年度に自然再生事業を創設し、霞ヶ浦等において、湖辺環境、湖岸景観の再生・保全を実施するとともに、「河川水辺の国勢調査」等を実施。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

引き続き、自然再生事業を推進する。

(2) 総括的な分析等

湖岸の生物調査によるデータを蓄積するとともに、必要な対策を実施していく。

調査内容項目 d) について

調査項目に関わる施策ごとの状況

閉鎖性水域における環境モニタリング調査・研究の実施

i) 施策の概要

平成 15 年以降、東京、大阪、伊勢、広島各湾において、関係省庁及び自治体との連携のもと、各湾の再生のための行動計画を策定し、当該計画に基づいた環境モニタリングを含む各種施策の推進を行っている。

ii) 施策の実施状況

- ・海上保安庁の測量船により、瀬戸内海において貧酸素水の実態把握調査を実施。（平成 18 年度の観測点数：13 点）
- ・千葉灯標に設置したモニタリングポストにおいて、水質の常時観測を実施。（平成 14 年度より継続）
- ・地球観測衛星による観測データを利用し、東京湾内の広域にわたる赤潮等の発生、挙動、消滅などを把握する。（平成 15 年度より継続）
- ・海洋短波レーダによる「リアルタイム表層流況モニタリングシステム」を開発し、地方整備局と連携して東京湾・伊勢湾・大阪湾・有明海のモニタリング体制を確立した（平成 17 年度より、各地方整備局にて順次観測が開始され継続中）
- ・海域における生物生息場の保全、再生、創出に向けた研究として、運河部を含む生態系ネットワークの調査、干潟造成手法の開発、生き物の棲み処づくりなどのプロジェクトを産学官民の協働で実施（平成 15 年度より継続）
- ・外洋水の東京湾への影響を調べるため、東京湾口においてフェリーを用いた流況・水質の常時観測を実施。（平成 15 年度より継続）

iii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

行動計画の策定された海域において、関係自治体や NPO 等多様な主体との連携強化を通じて各湾のモニタリング体制の維持に努めるとともに、汚染メカニズムの解明のための調査研究を行う。

水循環分野

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成19年度に大阪湾再生行動計画の中間評価を実施予定。

その他関連する施策として、以下の取り組みを進めている。

- ・海洋汚染の科学的調査

昭和47年度より外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODについて調査を実施。(平成18年度の観測点数：44点)

- ・面源負荷対策としての雨水貯留浸透施設に関する調査

市街地の面源負荷対策として、雨水ます、雨水浸透施設の設置、雨水貯留施設の設置等があげられ、これらの効果の検証とともに、構造基準、維持管理基準等の策定に向け、調査検討を進めている。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b)閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c)湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d)閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組の状況について</p> <p>【1】</p> <p>(1)調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>農林水産省では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」に適合した家畜排せつ物の適正な管理が行われるよう、「畜産環境緊急特別対策事業」等により、家畜排せつ物処理施設の整備や適切な運転・管理技術の普及を推進しているところである。</p> <p>「家畜排せつ物法」に基づいた適正な管理が行われることにより、閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に寄与。</p> <p>「家畜排せつ物法」の着実な施行</p> <p>)施策の概要</p> <p>家畜排せつ物の処理・保管の基準(管理基準)を定め、これに係る行政指導や罰則等の事項を規定したものである。</p> <p>)施策の実施状況(平成18年度)</p> <p>本格施行後の法対応状況(18年12月1日時点)については、管理基準対象農家60,033戸の99.9%が管理基準に適合との結果。</p> <p>)施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>今後、簡易対応等を行った農家について、経営条件等を勘案した上で、必要に応じ、持続的で環境保全効果の高い管理形態への移行を図っていくとともに、管理基準不適合農家については、管理基準に適合させるよう、引き続き都道府県による指導等を行うことが必要。</p> <p>)課題を踏まえた検討中の制度改正等</p>	

水循環分野

現行制度にて対応可能のため、特になし。

「畜産環境緊急特別対策事業」の推進

) 施策の概要

簡易な措置により家畜排せつ物法管理基準に対応した農家等に対して、必要に応じ、持続的で環境保全効果の高い家畜排せつ物処理施設の整備の推進等を図り、環境と調和した畜産業の確立を推進する。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

家畜排せつ物処理施設の整備を平成18年度に839地区で実施したほか、関連した知識の普及・啓発等の事業を実施。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成18年12月現在の家畜排せつ物法施行状況調査において99.9%の農家が同法管理基準に対応するなど、本事業による家畜排せつ物処理施設の整備等により家畜排せつ物の管理の適正化を着実に推進してきたところ。今後は、平成19年度中に必要な施設整備を完了できるよう着実に事業を推進。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし(本事業は平成19年度で終了の見込み)

[2]

(1) 調査項目に関わる施策毎の状況

農業は本来、自然と調和した形で営まれる産業であるが、効率の過度の追求や不適切な資材利用・管理によって閉鎖性水域の水質の悪化などの環境への負荷や二次的自然環境の劣化を招くなどの恐れがあるため、農林水産省では、生産性との調和に留意しつつ、肥料・農薬の使用低減等による環境負荷の軽減に配慮することが重要との観点から、環境保全型農業を全国的に推進してきたところである。特に、平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、「我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進する」と位置づけ、取組を強化しているところ。

農業環境規範の普及・定着

) 施策の概要

食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進するため、土づくりの励行や、適切で効果的な施肥、防除等農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめた「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」を平成17年3月に策定し、その普及・定着を推進。

) 施策の実施状況

ポスターの配付(100万枚)やシンポジウムの開催等による普及・啓発活動を実施。また、取組の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等について、要件化等の関連づけを実施(H17:6事業、H18:11事業、H19:26事業)

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

農業環境規範を関連づけた事業数は着実に拡大しており、取組は拡大しているものと考えられる。引き続き、関連づけ事業の拡大を図るとともに、モニター調査等を活用し、農業環境規範の普及・定着の実態を把握し、今後の推進活動に反映する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし

持続的な農業生産方式の導入の促進

） 施策の概要

環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、持続農業法に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）を認定し、支援措置を講じることにより持続性の高い農業生産方式の導入を促進。

） 施策の実施状況

平成 18 年度は 34,870 件の認定を行い、平成 19 年 3 月末現在のエコファーマーの認定件数は 127,266 件となっている。

） 施策の効果・課題・今後の方向性等

これまでの普及・啓発活動の成果や環境問題に対する国民の関心の高まりを受け、生産者や生産者団体等においても環境と調和の取れた農業生産に対する意識が高まっていること等により、エコファーマー数は近年急激に増加しており、引き続き、認定の促進を図る。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし

化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組への支援の導入

） 施策の概要

地域において農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的な向上を図るため、平成 19 年度より農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる共同活動と一体的に、地域でまとめて化学肥料、化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動を支援する仕組みを導入。

有機農業の推進

） 施策の概要

平成 18 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」に基づき、化学肥料、化学合成農薬を使用しないこと等を基本とする有機農業を推進。平成 19 年 4 月には法に基づく基本方針を策定。今後、基本方針の具体化のための予算要求等を検討。

（ 2 ） 総合的な分析等

農業環境規範の普及・定着やエコファーマーの認定の促進により、適正な施肥や、化学肥料、化学合成農薬の削減など、汚濁負荷量の削減に向けた取組は着実に広がりを見せていると考えられ、農業分野における閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組は着実に進展しているものと考えられる。また、新たな施策の導入により、環境負荷を大幅に低減する取組の拡大も見込まれるところである。今後とも閉鎖性水域を有する都府県とも連携し、汚濁負荷量の削減に向けた取組を進めてまいりたい。

【 3 】

（ 1 ） 調査項目に関わる施策ごとの状況

農地等から閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の削減を図るため、農林水産省では以下の施策を進め

水循環分野

ている。

水質保全対策事業（一般型）の推進

）施策の概要

農地等から閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の削減を推進し、水資源の総合的な保全に資するため、浄化水路や曝気施設等の浄化施設整備等を実施する。

）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 18 年度は、閉鎖性水域の水質浄化を目的として、全国 6 地区にて水質保全対策事業（一般型）を実施した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 6 年度より実施しており、全国にて平成 18 年度迄に 29 地区を完了している。一方、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼については、水質環境基準の達成状況が芳しくない状況が見られ、平成 17 年 6 月に湖沼水質保全特別措置法の改正に伴い、農地・市街地等から流出する汚濁負荷への対策が必要な地域を指定し、重点的に流出水対策を実施するための「流出水対策地区制度」が創設されたことから、今後、流出水対策地区については当該事業を導入し、より一層の流出水対策を推進する必要がある。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし

調査内容項目 b)について、

(1) 調査項目に関わる施策毎の状況

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、農林水産省では、以下の施策を進めている。

漁場環境保全創造事業の実施

）施策の概要

近年、沿岸域の工業化、大都市化の進展に伴う工業排水、都市排水、各種廃棄物等の流入により沿岸の漁場環境が悪化しており、漁場としての効用の低下が問題となっているため、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善により、水産資源の生息環境の保全・創造に資することを目的としている。

）施策の実施状況

平成 18 年度は、全国の閉鎖性水域 22 地区（H18 当初予算 2,378 百万円）において事業が実施され、堆積物の除去、覆砂などの、漁場環境改善の取組が行われた。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 19 年 6 月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、概ね 5 年後を目処に、概ね 25 万 ha の漁場において効用回復に資する堆積除去等を推進するとともに、概ね 5,000 ha の藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生息環境を新たに保全・創造するとされており、今後も目標の達成にむけ、漁場環境保全創造事業の推進を図る必要がある。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

重点調査事項に係る点検結果

水循環分野

提出府省名	農林水産省(水産庁)
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c) 湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d) 閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省

調査内容項目 c)について

湖沼の漁場改善技術開発事業

）事業の概要

湖沼漁場は、閉鎖性水域である等の理由により水質及び底質の悪化が進んでいる。また、コイヘルペス等の魚病の発生や外来魚の影響は、湖沼漁業に重大な影響を与えており、湖沼漁場の保全・修復による漁業再生が急務である。加えて、湖水は飲用水等にも利用されており、湖沼漁場の保全・修復においては、水質保全の観点も求められる。このように湖沼漁場は、海面漁場とは異なる条件・課題を有しており、漁場再生を図るには、水環境そのものの改善等、独自の視点及び基準に立脚した漁場の保全・修復について検討が必要であり、農林水産省としても湖沼漁業再生への支援策として、本格的な技術開発に取り組んでいる。

）事業内容

- (1) 湖沼漁場が抱える問題点の整理及び湖沼の特性に応じた漁場の保全・修復技術の検討
- (2) 湖沼漁場の保全・修復技術を活用したモデル事業の実施及び事業効果のモニタリングを通じたモデル事業の検証(平成18年度においては、琵琶湖、宍道湖でモデル事業を実施)
- (3) モデル事業の検証結果を踏まえた湖沼漁場の保全・修復についてのガイドライン策定を実施する。(事業期間は平成18年度～20年度の3ヵ年計画)

）施策の効果・課題・今後の方向性等

本事業は、湖沼の漁場環境の改善対策に必要な技術を確立し、その技術を普及することにより、今後の湖沼漁場整備の取組の促進を図り、湖沼の漁業生産量の維持・増大を通じ、「水産物の安定供給の確保」の政策目標の一つである「関係漁業生産量2,106千トン(H24)の確保」を達成するための有効な手段の一つとなるものである。事業終了後の展望として、確立された湖沼漁場の整備手法とその普及により、全国の湖沼を対象とした漁場整備が促進され、漁業生産量の増大

水循環分野

が期待される。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c) 湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d) 閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省

調査内容項目 a)について

閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組状況については以下のとおり。

経済産業省は、閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減について、環境省と緊密に連携しつつ、閉鎖性水域の改善・保全に努めている。例えば、平成19年3月に、経済産業省及び環境省は、事業者による全社的な公害防止に関する環境管理の取組を促すため、事業者が実効性のある取組を実践する際に参考となる行動指針を示した「公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書」を取りまとめ、公表した。本報告書では、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践するための行動指針(事業者向けガイドライン)が示されている。経済産業省及び環境省は、産業界、地方自治体への周知、説明会の開催等を通じて関係者への事業者向けガイドラインの普及啓発を推進するとともに、事業者及び産業界の取組状況をフォローアップすることとしている。

調査内容項目 d)について

閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況については以下のとおり。

経済産業省は、東京湾等の閉鎖性水域の汚濁メカニズムを解明するため、平成17年度より「環境負荷物質対策調査(閉鎖性海域水質環境対策検討調査)」を実施し、汚濁メカニズムの解明のための東京湾における新規水質モデルの開発を行っている。

水循環分野

i) 施策の実施状況

平成17年度：新規水質モデルの基本設計を実施（予算額20百万円）

平成18年度：新規水質モデル（ボックスモデル）を開発（予算額21百万円）

ii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該調査研究は、平成17年度から3年計画で開始したものであり、今後は平成18年度に開発したモデルに底生生物による攪乱を考慮するなど改良を加えるとともに、閉鎖性海域の環境改善対策（覆砂、干潟の造成等）による浄化効果、対策費用等に関する検討を行う予定。